

## 介護サービス事業者の生産性向上や協働化等を通じた職場環境改善事業補助金 交付要綱

### (趣旨)

**第1条** 知事は、介護サービス事業者が生産性向上や協働化等を通じた職場環境改善を実施するために必要な経費の一部を補助することにより、介護保険制度の円滑な運営に資するため、介護サービス事業者の生産性向上や協働化等を通じた職場環境改善事業補助金（以下「補助金」という。）について、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、令和5年度介護保険事業費補助金（介護サービス事業者の生産性向上や協働化等を通じた職場環境改善事業）（令和5年度補正予算分）交付要綱（令和6年2月8日付け厚生労働省発老0208第1号（以下「国交付要綱」という。））及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。（以下「規則」という。））に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の対象)

**第2条** 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、区分、基準額、補助率及び対象経費は別表1のとおりとする。

### (交付額の算定方法)

**第3条** この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、別表1の第2欄の定める区分ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表1の第3欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（補助事業者が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額を比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

### (交付の条件)

**第4条** この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の種目間における経費の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の10%以内の変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を沖縄県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

#### （交付申請）

**第 5 条** 補助金の交付を申請しようとする者は、介護保険事業費補助金交付申請書に係る書類を添えて、別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

#### （交付決定）

**第 6 条** 補助金の交付の申請があったときは、当該申請書を審査し、適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し、通知するものとする。

#### （交付申請の取下げ）

**第 7 条** 補助事業者は、前条の交付決定の通知に係る内容又はこれに付された条件に不服があり補助金の取下げをする場合は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して 20 日以内に、交付申請取下げ書を知事に提出しなければならない。

#### （変更申請）

**第 8 条** 補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合は変更承認申請書を知事に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

**(中止又は廃止申請)**

**第9条** 補助事業者は、事業を中止または廃止する場合は事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

**(事前着手)**

**第10条** 補助金の交付決定前に着手した事業は、補助金の対象としない。ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書きに該当する場合は、交付決定前着手承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

**(実施状況報告)**

**第11条** 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関して知事が報告を求めたときは、書面により知事へ報告しなければならない。

**(実績報告)**

**第12条** 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日を経過した日または当該年度末のいずれか早い日までに、事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

**(補助金の概算払)**

**第13条** 補助事業者は、補助金の概算払いの申請をしようとするときは、補助金概算払申請書を知事に提出しなければならない。

**(補助金の額の確定等)**

**第14条** 知事は、前条の報告を受けたときは、事業実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業等の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項により交付すべき補助金の額を確定するにあたり、特に必要があるときは、補助事業者に対し、審査に必要な書面の提出を求めることができる。

3 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、当該返還命令のなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、知事は未納に係る金額に対して、その未納に係る期間

に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

**(補助金の交付決定の取消し等)**

**第 15 条** 第 9 条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 補助事業者が、規則もしくはこの要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、当該取消しに係る部分に対して既に交付されていた補助金に対して、その命令に係る補助金の受領の日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 14 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

5 知事は、前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金又は加算金の全部又は一部を免除することができる。

6 第 1 項から前項までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

**(その他)**

**第 16 条** この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

**附 則**

- 1 この要綱は令和 6 年 3 月 11 日から施行し、令和 5 年 11 月 29 日から適用する。
- 2 沖縄県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱に基づく沖縄県地域医療介護総合確保基金事業（介護ロボット導入支援事業）補助金実施要綱及び沖縄県地域医療介護総合確保基金事業（ICT 導入支援事業）補助金実施要綱により行われ、知事が受理した申請は、本補助金交付要綱により行われた申請とみなす。

1 補助事業	2 区分	3 基準額	4 補助率	5 対象経費																				
介護テクノロジー定着支援事業	(1) 介護ロボット等の導入支援	知事が必要と認められた額	<p>(ア)介護ロボット及び(イ)その他機器の導入</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1 区分</th> <th>2 補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等の ICT 機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うことを予定しているとともに、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定している場合。</td> <td>3/4</td> </tr> <tr> <td>② ①以外の場合</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、1 機器あたりの補助上限は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1 対象経費の種類</th> <th>2 上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 介護ロボットのうち、「移乗支援」「入浴支援」</td> <td>100 万円</td> </tr> <tr> <td>(イ) その他の機器等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ア) 上記以外の介護ロボット</td> <td>30 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>.....</p> <p>(イ)見守り通信環境整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1 区分</th> <th>2 補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等の ICT 機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うことを予定しているとともに、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定している場合。</td> <td>3/4</td> </tr> <tr> <td>② ①以外の場合</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、1 事業所あたりの上限額は150万円とする。</p>	1 区分	2 補助率	① 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等の ICT 機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うことを予定しているとともに、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定している場合。	3/4	② ①以外の場合	1/2	1 対象経費の種類	2 上限額	(ア) 介護ロボットのうち、「移乗支援」「入浴支援」	100 万円	(イ) その他の機器等		(ア) 上記以外の介護ロボット	30 万円	1 区分	2 補助率	① 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等の ICT 機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うことを予定しているとともに、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定している場合。	3/4	② ①以外の場合	1/2	補助事業者が行う事業の実施に必要な経費 (令和6年2月5日老発0205第3号厚生労働省老健局長通知の別紙1「介護テクノロジー定着支援事業実施要綱」4(1)アのとおりとする。)
	1 区分		2 補助率																					
① 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等の ICT 機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うことを予定しているとともに、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定している場合。	3/4																							
② ①以外の場合	1/2																							
1 対象経費の種類	2 上限額																							
(ア) 介護ロボットのうち、「移乗支援」「入浴支援」	100 万円																							
(イ) その他の機器等																								
(ア) 上記以外の介護ロボット	30 万円																							
1 区分	2 補助率																							
① 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等の ICT 機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うことを予定しているとともに、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定している場合。	3/4																							
② ①以外の場合	1/2																							
(2) ICT等の導入支援	知事が必要と認められた額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>1 区分</th> <th>2 補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 以下の要件のいずれかを満たす場合 ・ LIFE 標準仕様に準じて介護ソフトから出力された CSV ファイルを、LIFE の CSV 取込機能により LIFE にデータを提供している又は提供を予定していること。 ・ 「ケアプランデータ連携システム」を利用して、ケアプラン連携標準仕様に準じて出力された CSV ファイルにより、居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている又は行うことを予定していること。 ・ 文書量半減を実現させる導入計画となっていること。</td> <td>3/4</td> </tr> <tr> <td>② ①以外の場合</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、1 事業所あたりの補助上限は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1 職員数</th> <th>2 上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 名以上 10 名以下</td> <td>100 万円</td> </tr> <tr> <td>11 名以上 20 名以下</td> <td>160 万円</td> </tr> <tr> <td>21 名以上 30 名以下</td> <td>200 万円</td> </tr> <tr> <td>31 名以上</td> <td>260 万円</td> </tr> </tbody> </table>	1 区分	2 補助率	① 以下の要件のいずれかを満たす場合 ・ LIFE 標準仕様に準じて介護ソフトから出力された CSV ファイルを、LIFE の CSV 取込機能により LIFE にデータを提供している又は提供を予定していること。 ・ 「ケアプランデータ連携システム」を利用して、ケアプラン連携標準仕様に準じて出力された CSV ファイルにより、居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている又は行うことを予定していること。 ・ 文書量半減を実現させる導入計画となっていること。	3/4	② ①以外の場合	1/2	1 職員数	2 上限額	1 名以上 10 名以下	100 万円	11 名以上 20 名以下	160 万円	21 名以上 30 名以下	200 万円	31 名以上	260 万円	補助事業者が行う事業の実施に必要な経費 (令和6年2月5日老発0205第3号厚生労働省老健局長通知の別紙1「介護テクノロジー定着支援事業実施要綱」4(2)アのとおりとする。)					
1 区分	2 補助率																							
① 以下の要件のいずれかを満たす場合 ・ LIFE 標準仕様に準じて介護ソフトから出力された CSV ファイルを、LIFE の CSV 取込機能により LIFE にデータを提供している又は提供を予定していること。 ・ 「ケアプランデータ連携システム」を利用して、ケアプラン連携標準仕様に準じて出力された CSV ファイルにより、居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている又は行うことを予定していること。 ・ 文書量半減を実現させる導入計画となっていること。	3/4																							
② ①以外の場合	1/2																							
1 職員数	2 上限額																							
1 名以上 10 名以下	100 万円																							
11 名以上 20 名以下	160 万円																							
21 名以上 30 名以下	200 万円																							
31 名以上	260 万円																							
(3) 導入支援と一体的に行う業務改善支援	知事が必要と認められた額	<p>(1)介護ロボット等の導入支援又は(2)ICT等の導入支援において乗じた補助率を準用する。なお同一の事業所において両方を活用する場合で補助率が異なるときは、高い方の補助率とする。 ただし、1 事業所あたりの補助上限は、45万円とする。</p>	補助事業者が行う事業の実施に必要な経費 (令和6年2月5日老発0205第3号厚生労働省老健局長通知の別紙1「介護テクノロジー定着支援事業実施要綱」4(3)アのとおりとする。)																					